

16  
号

〒395-0303

長野県下伊那郡阿智村駒場 483 番地

阿智村 村長 熊谷秀樹 殿

複写

通知書

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館A 2階

青南法律事務所

TEL03-6912-3900 FAX03-6912-3901

熊谷章文代理人弁 護 士 瀬 川 千 鶴

複写

複写

前略

当職は熊谷章文（以下、「通知人」といいます）の代理人として、後記土地1乃至3（以下、「本件土地1乃至3」といいます）についてご連絡いたします。

本件土地1乃至3は、令和2年7月21日、澁谷徳雄氏から売買により通知人が所有権を取得しております。しかし、本件土地1（内332.89㎡）、本件土地2及び本件土地3（内301.86㎡）は、平成7年3月2日、本谷園財産区を売主とし、阿智村長山内康治を買主として売買契約が締結されています。そして、現在、本件土地1乃至3は、阿智村において道路等に利用されております。

本件土地1乃至3は、澁谷竹次郎氏から澁谷徳雄氏、そして通知人へと所有権が移転しており、本谷園財産区の所有となったことはなく、現在、阿智村が本件土地1乃至3を道路等に利用していることは通知人の所有権を侵害する行為であります。そのため通知人としましては、阿智村による侵害行為を直ちにやめていただき、これまでの侵害行為の賠償をしていただきたいと思いますと考えております。

ただ、現在の道路等に利用されている状況等からすると侵害行為をやめていただくことは本件土地1乃至3の有効利用等の観点から好ましいとは考えられませんので、現実的な解決方法として、阿智村において本件土地1乃至3を買い取っていただき、これまでの本件土地1乃至3の使用料等をお支払いしていただくことで解決できればと思っております。この条件につきましては、通知人から阿智村に対し、ご提示させていただいていると聞いております。

今後の具体的な解決方法につき、ご相談させていただきたいと考えておりますので、本書面をお読みいただ

複写

